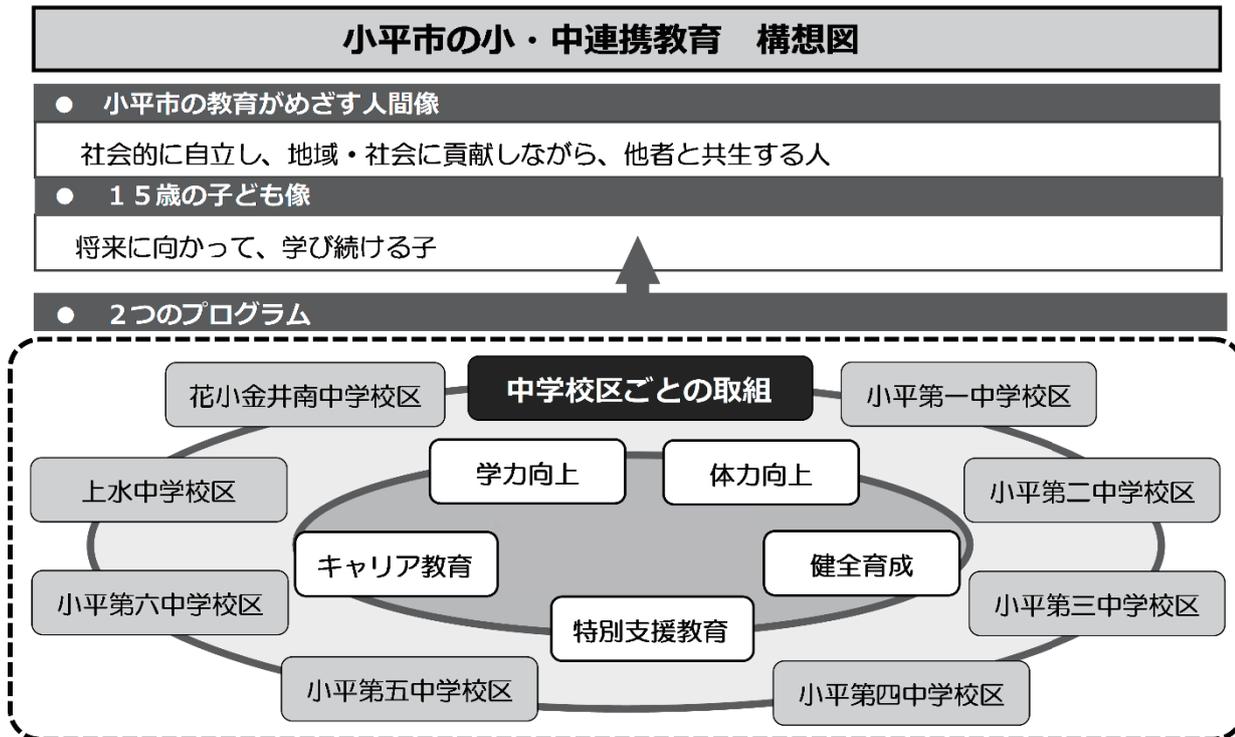


IV 学校教育

1 こだいらの小・中連携教育～小・中連携による9年間を見通した指導～



(1) 目指す15歳の子ども像（9年間の義務教育修了時）

将来に向かって、学び続ける子

(2) 小平市教育委員会における義務教育9年間の捉え

義務教育制度において、児童・生徒は、6年間の小学校教育、その後3年間の中学校教育により義務教育を修了することとなっており、永くこの制度は我が国の基本的な学校教育の仕組みとして定着している。しかし、近年、学校教育をめぐる課題が生じている。例えば、文部科学省の「児童生徒の問題行動等指導上の諸問題に関する調査」において、全国的に不登校の件数が小・中学校ともに急増している。小平市立学校においても同様の傾向である。その要因は複合的で、個人差はあるものの、多くの児童は小学校高学年から思春期に入ること、また、その時期に学習内容が難しくなるだけではなく、小学校と中学校で学習方法や指導・支援方法が異なることなどが一因として考えられる。そのため、小学校から中学校へと新しい環境に入る際に、いかに円滑な接続ができるかが重要なポイントと考えている。

このことを踏まえ、小平市立学校では義務教育を通して、児童・生徒一人一人の資質・能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培うために、小・中学校義務教育の9年間を連続的な期間として捉え、指導・支援を行っている。

(3) 5つの教育課程から重点的に連携する課題を設定

「学力向上」「体力向上」「健全育成」「キャリア教育」「特別支援教育」の5つの教育課題から、各中学校区の実態等を踏まえ、小・中連携教育における取組を通じて重点的に解決を図る課題を設定し、共通した取組や連携した取組を行う。

(4) 中学校区の設定

小平市は、地区によっては小学校から公立中学校に進学する際、複数の中学校に分かれる。そのため、小・中連携教育を推進するにあたり、中学校区を以下のように設定する。

なお、複数の公立中学校が進学先となる小学校においては、他の進学先の公立中学校とも十分に連携を図るものとする。

- 【小平第一中学校区】：小平第一中学校、小平第十四小学校、学園東小学校
- 【小平第二中学校区】：小平第二中学校、小平第六小学校、小平第十三小学校
- 【小平第三中学校区】：小平第三中学校、小平第二小学校、小平第九小学校、鈴木小学校
- 【小平第四中学校区】：小平第四中学校、小平第四小学校、小平第十小学校、小平第十五小学校
- 【小平第五中学校区】：小平第五中学校、小平第一小学校、小平第十二小学校、上宿小学校
- 【小平第六中学校区】：小平第六中学校、小平第七小学校、小平第十一小学校
- 【上水中学校区】：上水中学校、小平第三小学校
- 【花小金井南中学校区】：花小金井南中学校、小平第五小学校、小平第八小学校、花小金井小学校

(5) 小平市立学校における小・中連携教育の内容

小平市立学校の小・中連携教育は、児童・生徒の学力及び体力の向上、健全育成の推進のために児童・生徒への働きかけを行っていくとともに、教育活動を支えるキャリア教育、及び特別支援教育の推進を行っていく。

(6) 具体的な取組等

① 中学校区ごとに重点課題に基づいて行う取組

中学校区ごとの現状と課題を基とした、小・中連携、小・小連携を図り、課題解決を図っている。

② 全校共通の取組

ア 教育のユニバーサルデザイン化をめざした取組

- ・ 黒板周辺を整理し、教室内の刺激量を低減することで、児童・生徒が授業中、必要な教育に集中できるようにする。
- ・ 授業のめあてを提示し、活動を精選して焦点化を図ることで、児童・生徒が見通しをもって意欲的に取り組み、達成感を得られるようにする。

イ 円滑な接続のための取組

- ・ 小学校6年生の児童・生徒が春休み中に共通した課題「春休みの生活と学習」に取り組み、小学校の学習内容の定着を図ることで、中学校入学につなげる。

③ その他の取組

- ・ 管理職による学期1回の小・中連携教育連絡会
- ・ 小・中連携の日の設定（小平市立学校全校で年間3回実施）
- ・ 小学校第6学年の中学校体験入学日の設定（3学期）
- ・ 小・中連携教育推進委員会の開催
- ・ 教育委員会ホームページ等による家庭・地域への情報提供
- ・ 各校の学校だより・学校ホームページ等による家庭・地域への情報提供

2 学校教育の充実

学校と家庭、地域社会の協働と市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、力強く展開することが求められています。そのために、地域での特性を踏まえた広域的な視点に立ち、効率的で透明性の高い開かれた学校経営を進めています。

(1) 学校経営の充実

① 学校公開日

地域に開かれた学校づくりの推進の一つとして、市立学校全校の授業を保護者、地域住民等に公開する。これにより、各学校の教育活動への理解を促進し、学校と家庭、地域社会の連携・協力を一層推進する。

② 研究推進校事業

ア 目的

さまざまな教育課題の解決に向けて、教育内容・方法の開発等、実践的な研究の推進を図り、その成果を公表・発表することで、小平市立学校の実践に役立てるとともに、小平市の教育の振興、向上発展を図る。

イ 研究期間

原則2年間とする。

ウ 決定の方法

初年度を研究推進校1年次、次年度を研究推進校2年次とし、原則として小学校2校、中学校1校とする。ただし、教育長が必要と認めた場合はこの限りではない。

研究推進校の決定は、各学校からの申請に基づき、選考の結果、小平市教育委員会が決定する。

エ 研究主題の設定

- ・学校が、教育内容の向上のため、自校における指導上の問題点を研究する主題を設定する。
- ・学校が、学校経営、指導内容、指導方法、評価等との関連を考慮して主題を設定する。

オ その他

- ・研究推進校1年次は研究の途中経過について、年度末に別に定める様式にて報告する。
- ・研究推進校2年次の学校は、発表会を開催し、2年間の研究の成果を発表する。

研究推進校（令和5年度）

	学校名	教科・領域	研究主題
1年次	小平第五小学校	各教科等	児童の学ぶ意欲を高め、未来に向かう力を育む指導の工夫 －小学校教科担任制を通じて－
	鈴木小学校	算数	主体的に考え、互いに学び合う児童の育成 －「わかる喜び」「学ぶ楽しさ」を味わう算数科学習の在り方－
	小平第一中学校	各教科等	自ら課題を立て解決する力を身に付けさせる指導法の工夫
2年次	小平第三小学校	各教科等	一人一台学習者用端末等の効果的な活用 －ICTの活用で主体的・対話的で深い学びを再定義する－
	小平第九小学校	各教科等	自己肯定感を高め、自分のことも相手のことも大切にできる児童の育成 －気持ちを伝え合い、互いに認め合う活動を通じて－
	花小金井南中学校	各教科等	主体的に学習に取り組む生徒の育成 －学習者用端末の活用や小グループの活動を通して－

③ 特色ある教育活動推進校事業

ア 目的

小平市立学校の教育活動を推進するにあたり、各学校において、児童・生徒に「生きる力」を育むことを目指して、創意工夫した特色ある教育活動を展開する中で、「自ら学び、自ら考える力」の育成を図る。具体的には、小平市教育委員会が指定する特定の教育課題他、学校の現状の課題及びその解決に向けた取組とする。

また、指定された学校は教育課題に対して、研究実践をとおして、課題の解決を図るとともに、その成果を広く市内に還元する。

イ 研究期間

原則1年間とする。

ウ 決定の方法

特色ある教育活動推進校（以下「推進校」とする。）は原則として小学校2校、中学校1校とする。ただし、教育長が必要と認めた場合は、この限りではない。

推進校の決定は、各学校からの申請を基に小平市教育委員会が選考し、当該学校長へ通知する。

エ 研究主題の設定

- ・各学校が創意工夫をし、「特色ある教育活動」として特色を出すために、開かれた学校づくり、地域住民等のボランティアの活用など、教育課程内に位置付けた実践を奨励し、学校の独自性を推進するものであること。
- ・特色ある教育活動を展開するために、地域住民等のボランティア、地域の専門家などと提携し、社会教育施設等を活用して児童・生徒による自主的・実践的な活動が助長されるよう工夫すること。
- ・「生きる力」を育むために、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、具体的な改善内容に沿ったものとする。
- ・小平市教育委員会が指定する特定の教育課題については、教育委員会指導課において設定し、推進校に依頼することができること。

オ その他

- ・年度末に、別に定める様式による研究概要及び成果等をまとめた報告書を提出する。
- ・推進校は、関連する資料を作成し、各学校と成果を共有する。

教育活動推進校（令和5年度）

学校名	研究主題
花小金井小学校	自分の考えを実現できる子どもの育成 ー学習者用端末を用いた指導の工夫を通してー
学園東小学校	算数科における主体的、対話的で深い学びの実現と学習者用端末の効果的活用
上宿小学校	もっと「知りたい!」「調べたい!」「活動したい!」と自ら学ぶことを楽しむ児童の育成

(2) 教育課題への取組の推進

国際化、情報化が目覚ましく進展する社会にあつて、社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められている。そのために、基礎的な学力の向上を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進している。

① いじめ防止基本方針といじめ防止の推進

いじめ防止対策推進法を受け、国や都のいじめ防止基本方針を参考に、小平市としての基本方針及び学校における基本方針を策定し、いじめ防止の取組を推進している。

小平市いじめ防止基本方針は、東京都のいじめ防止基本方針等を参考に庁内での検討委員会を経て、平成26年11月1日から施行した。あわせて、いじめ防止対策推進法に定められた3種類の会議（小平市いじめ問題対策連絡協議会、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会、小平市いじめ問題調査委員会）の設置条例を制定した。それぞれ年間2回開催し、市のいじめ防止の取組や関係機関等の連携強化、いじめ防止基本方針の取組を効果的にするための方策を検討・実施している。

なお、平成30年6月に国の「いじめ防止等のための基本的な方針」改定を踏まえ、小平市いじめ防止基本方針を改定した。また、いじめ重大事態が複数発生したことから、より実効のないいじめ対策を推進するために、令和4年12月に小平市いじめ防止対策基本方針を改定した。

各学校においては、学校いじめ防止基本方針を策定するとともに、学校いじめ対策委員会を設置し、児童・生徒の実態に応じてインターネットやスマートフォン等に関する情報モラル教育やいじめ防止授業、SOSの出し方に関する授業などを実施し、いじめの防止に取り組んでいる。

② 服務事故再発防止の取組

服務事故再発防止に向けた研修を若手教員、主幹教諭、管理職など職層ごとに実施するとともに、学校において服務に関する研修を年3回以上実施している。

教育委員会事務局職員が服務事故防止に特化した巡回指導訪問を実施している。また、7月、12月の東京都の服務事故防止月間に加え、4月を小平市独自の服務事故防止月間とし、服務事故などを扱った校内研修を実施するように学校・教職員に指導している。

教職員一人一人が職責を十分に理解し、倫理観や規範意識等をより一層高め、サービスの厳正に努めるため、月ごとに異なるチェックシートに毎月取り組んでいる。

③ 「こだいら教員育成プログラム」の実施

新規採用教員を含む、新たに小平市に転入した教員を対象に、3年程度の期間で小平市の教員としての心構え、小平市への理解促進、愛着心の育成を目的に「こだいら教員育成プログラム」を実施している。特に小平市の地域資源を取り入れた「体験型地域理解研修」は、隔年で鈴木遺跡における講話や体験、平櫛田中彫刻美術館での彫刻体験などを実施している。また、児童・生徒が地域理解を深め、広げるための教材開発につなげている。

④ 外国語指導助手の配置

それぞれの学年段階に応じた国際理解教育や英語教育の充実を図るために、外国語指導助手を配置している。小学校においては、外国語活動・外国語の授業において、児童が外国語指導助手による生きた英語に触れることで英語に興味を持つこと、コミュニケーションを通じて外国の文化に親しみを持つこと等を目的としている。また中学校においては、生徒が外国語指導助手を通じ、将来実際に活用できる言語活動の技能やコミュニケーション能力を高めること等を目的としている。

⑤ ICTを活用した情報教育の推進

GIGAスクール構想の実現に向けて、文部科学省が示している、「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」の育成を目指した教育を推進するとともに、東京都が示すTOKYOスマート・スクール・プロジェクト（学び方、教え方、働き方の三大改革）を踏まえ、小平市として「子どもが活躍する学びを実現する」、「子どもにきめ細かく寄り添う」を目指し、ICTを活用した教育を推進している。

ア 環境整備

令和2年度にGoogle Chrome OSの端末及び各学級等に輪番充電が可能な充電保管庫を購入した。また、多くの端末からアクセスが可能な高速大容量の教育系校内通信ネットワークを構築した。令和3年度以降は、児童・生徒数の増加に合わせた機器やネットワーク環境の整備・保守・維持管理を行っている。

イ こげらネット

平成 12 年秋に小平市教育情報ネットワークを開設し、平成 26 年 1 月には校務用グループウェアを導入し、教職員間の情報共有の手段としている。令和 6 年 1 月から、現在導入している校務支援システムに成績処理機能等を追加し、校務の軽減と効率化を図っていく。

ウ 学校における活用状況

情報や情報手段の主体的な選択・活用に必要な情報活用能力を育成するために、端末の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考を育む取組、情報モラル教育等を推進している。

小・中学校の児童・生徒に 1 人 1 台配備した端末は、初期設定が完了した令和 3 年 5 月上旬から順次活用を開始しており、撮影した写真による観察、調べ学習など、各教科等の授業を中心に活用している。また、令和 4 年度より家庭学習のデジタル化など、家庭での活用を推進している。

エ デジタル利活用支援員

令和 5 年度に教育委員会事務局にデジタル利活用支援員 1 名を配置し、各学校への訪問、メール等による相談への回答などを通じて、端末活用の支援及び助言を行っている。

⑥ 家庭教育支援の取組

東京都教育委員会が策定した地域教育プラットフォーム構想の家庭教育重点支援モデル事業として、平成 17・18 年度に実施した「小平地域連携推進事業」において家庭教育の支援として、ブックレット「心を育て 心をつなぐ」を作成し配布している。

学校、地域、行政が連携して、家庭で身に付けてほしい生活習慣や勉強の進め方をまとめたもので、4 つの生活の基本ルール ①あいさつ ②手伝い ③親子で話す ④本を読む のほかに、勉強時間の目安や保護者の体験談等を紹介している。

また、夏休みや冬休みを家庭や地域で有意義に過ごしてもらうための支援リーフレットとして、「小学生版夏休みの過ごし方」（小平第六小学校作成）や「中学生版冬休みの過ごし方」（小平第二中学校作成）を作成した。これは従来の注意事項や生活記録を書き込むプリントではなく、「親子でチャレンジ」「おせちの豆知識」などのコーナーを設けるなど、内容を工夫している。

さらに、家庭学習の習慣化を図るため、児童・生徒への指導や家庭への啓発を進める目的で、リーフレット「家庭学習の充実に向けて」を配布している。

⑦ キャリア教育推進事業

キャリア教育とは、児童・生徒に望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育をいう。

近年、キャリア教育の重要性は高まってきており、小平市においてもキャリア教育の推進を図るための施策を行っている。

〔具体的な取組内容〕

- 市内の各中学校の 2 年生が職場体験活動を実施する。
- 職場体験活動の実施に向けて実践的な資質や能力を養うために活用できる内容のワークシート（こだいら職場体験わくわくワークシート）を作成し、生徒に配布する。
- 職場体験活動の受入れを円滑に進めるため、市内の事業所・団体等の協力・連携を図ることを目的として、「小平市中学生職場体験推進連絡会議（平成 18 年 7 月設置）」を年 2 回実施する。
- ※ 令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、職場体験を中止していた。令和 5 年度は、3 日程度実施予定。

3 特別支援教育

(1) 基本的な考え方

小平市では令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画」を策定し、乳幼児期から学校卒業後までを見通した特別支援教育を推進している。

計画の基本理念「すべての子どもたちが生き生きと育つ小平へ」の実現を目指して、特別な支援を必要とする子どもたちへの取組を一体化させ、「ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備」、「関係機関の連携によるネットワークの構築」、「理解・啓発、相談体制の充実」の3つの基本的指針に沿って、地域で育み、支える関係づくり、一人一人の特性に応じたつながりのある指導・支援、豊かな学びを実現する環境整備を行い、ライフステージに応じた多様で一貫した支援を推進する。

① 「通常の学級における支援」の原則

発達障がい等の児童・生徒が指導と支援を受ける場合は、原則として通常の学級とする。

② 特別支援教室における指導の実施

発達障がい等の児童・生徒に対する指導と支援の一層の充実を図るため、全ての小学校及び中学校において特別支援教室の教員による巡回指導を行う。

③ 就学説明会の実施及び特別支援学級や特別支援教室への就学・転学・入級・入室

就学説明会を実施する。小平市立学校の特別支援学級や特別支援教室への就学・転学・入級・入室については、就学支援委員会の審議・判定及び保護者、本人の意向に基づき、教育委員会が決定する。

④ 特別支援学校のセンター的機能の活用

コーディネーター等による小・中学校の校内委員会や具体的な支援方法に関する助言・指導を要請する。

⑤ 副籍制度による交流及び理解教育の推進

特別支援学校の児童・生徒が居住地の学校に副次的に籍を置き、交流及び共同学習を推進する。

⑥ 体制整備・学校支援

巡回相談の実施、学習補助員の配置、スクールカウンセラーの派遣、専門家委員会の設置、ボランティアとの連携を行う。

⑦ 保護者、地域への情報提供及び参加

特別支援教育に関する理解推進に向け、教育委員会及び学校は、さまざまな機会や方法を活用して情報提供を行う。また、ボランティアの養成講座の開催案内等を行う。

(2) 研修

特別支援教育にかかる教員研修を、各学校において年1回以上実施している。教育委員会は、新任の特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーター、通級指導学級担任や若手教員等への研修を充実させる。講師は研究者・専門家等とし、内容は、基礎的事項、法・制度、各機関の役割、事例検討、児童・生徒への指導方法等を含むものとする。

また、学習補助員を対象とした研修を実施し、一人一人のニーズに応じた支援の方法等について理解を深め、資質・能力の向上を図る。

(3) 巡回相談

発達障がい等の児童・生徒の支援に向けた指導・助言を行うため、市立小・中学校に相談員が巡回し、児童・生徒の観察、コーディネーターや教員への助言、校内委員会への参加、学校生活支援シート・個別指導計画作成の補助、関係機関との連携支援等を行う。

(4) 小平市特別支援教育推進委員会の設置

特別支援教育の推進について協議するため、公募市民、学校関係者、学識経験者、医療関係者等により構成される小平市特別支援教育推進委員会を設置している。

(5) 推進組織

特別支援教育を円滑に推進するためには、校内における対応が第一であることから、校内体制をさらに充実させる。また、各校において児童・生徒の支援を充実させるため、校内委員会等を充実させる。

① 校内体制

学校管理職、コーディネーター及び校内委員会が、保護者や担任の疑問・悩みに対して機能的に対応していることを定期的に確認する。

② ブロック内の学校への支援

特別支援教室の拠点校や通級制の特別支援学級設置校は、ブロック内の特別支援教室巡回校、特別支援学級非設置校に対して、計画的・継続的な支援を行う。

③ 保護者の参画

保護者や市民の一層の理解推進に向け、特別支援教育に関して積極的に情報提供を行う。

④ 関係機関との連携

関係機関や関係課による連絡会や実務的な会議を行う。

(6) 理解・啓発活動

特別支援教育に関する保護者や周囲の理解を促進するため、市民等に対する理解・啓発活動を充実させる。

① デリバリーこだいら

小平市の出前講座「デリバリーこだいら」に登録し、一般市民や団体からの要請に応じて説明会を行う。

② 保護者と学校、関係機関との情報連携

特別支援教育に関する基本的な考え方や保護者・地域向け講座の機会の提供、リーフレットの作成・配布、支援に必要な情報提供など、特別支援教育に関わる情報の連携を行う。

(7) 教育のための援助（就学奨励）

特別支援学級等に在籍する児童・生徒や通級学級に通級する児童・生徒の保護者に対し、小平市特別支援学級等就学奨励費支給事業実施要綱に基づき、就学奨励費を支給している。

① 援助対象

小平市に在住する国公立小・中学校に在学の児童・生徒（外国籍含む。）の保護者で次に該当する者

○特別支援学級等に在籍する児童・生徒の保護者

○通級指導学級に通級する児童・生徒の保護者

② 援助費目

○学用品費

○通学用品費

○新入学学用品費

○校外活動費

○修学旅行費

○体育実技用具費

○学校給食費

○交流学习交通費

○オンライン学習通信費

○通学費

○職場実習交通費

○宿泊学習費

(8) 特別支援学級の設置 (固定制・通級制・特別支援教室)

① 特別支援学級等設置校

(令和5年5月1日現在)

種別	設置校	教諭	児童・生徒数	対象児童・生徒
知的障がい学級 (固定学級)	小平第一小	4人	19人	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である児童・生徒。自閉傾向の重複障がいの児童・生徒も通学している。
	小平第二小	5人	32人	
	小平第四小	4人	23人	
	小平第五小	5人	32人	
	小平第九小	5人	27人	
	小平第十二小	5人	26人	
	小平第一中(I組)	4人	23人	
	小平第二中(G組)	4人	22人	
	小平第三中(8組)	4人	19人	
	小平第五中(8組)	6人	25人	
花小金井南中(7組)	3人	13人		
難聴・言語障がい学級 (通級指導学級)	小平第二小(きこえ)	2人	9人	聞こえ方に障がいがあり、言葉の獲得が困難な児童・生徒。 話し方に障がいがあり、聞き手にその内容が理解しにくく人間関係に支障をきたすことがある児童。
	小平第二小(ことば)	5人	66人	
特別支援教室	小平第六小(拠点校)	7人	29人	通常の学級での学習におおむね参加できるが、自閉症、情緒障がい(選択性かん黙等)、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等により一部特別な指導を必要とする児童・生徒。
	小平第十二小		25人	
	小平第十三小		23人	
	上宿小	16人		
	小平第七小(拠点校)	6人	26人	
	小平第五小		33人	
	小平第十一小	13人		
	小平第十四小(拠点校)	9人	25人	
	小平第二小		30人	
	花小金井小	26人		
	学園東小	24人		
	小平第十五小(拠点校)	9人	28人	
	小平第一小		26人	
	小平第四小	15人		
	小平第十小	37人		
	鈴木小(拠点校)	9人	19人	
	小平第三小		35人	
	小平第八小	22人		
	小平第九小	25人		
	小平第四中(拠点校)	6人	20人	
	小平第一中		16人	
	小平第二中	20人		
	小平第五中	13人		
	上水中(拠点校)	5人	15人	
小平第三中	19人			
小平第六中	9人			
花小金井南中	11人			

- 固定学級:児童・生徒がその学級に籍を置き、毎日通う学級。
- 通級指導学級:小・中学校の通常の学級に籍を置く児童・生徒が、決められた曜日・時間に該当校に通い、特別な指導を受ける。
- 特別支援教室:小・中学校の通常の学級に籍を置く児童が、決められた曜日・時間に、在籍校に設置された他の教室において、拠点校から巡回に来た教員に特別な指導を受ける。

② 小学校・知的障がい学級の現況

小平市立小学校 19校のうち、現在6校に特別支援学級(知的障がい学級・固定学級)が設置されている。近年、小平市では知的障がい学級在籍児童が増加しており、平成15年度には小平第十二小学校に「けやき学級」を、平成16年度には小平第九小学校に「ポプラ学級」、平成22年度には小平第四小学校に「ならのみ学級」を開設した。

障がいの状況には個人差があり、自立活動が主な課題となる児童から、入門期のことばや数の学習、さらに進んだ教科学習に取り組む児童とさまざまである。そこで、各学級とも、個別指導計画に基づいた指導や、それぞれの児童の実態やニーズに応じた指導を工夫している。

少人数のグループ学習や、教材・教具の工夫等を通じて、児童一人一人に、楽しく学習し、力を付けていけるように指導を進めている。生活科や総合的な学習の時間では、自然や社会とのかかわりについて関心を深めるとともに、日常生活の基本的な生活習慣を身に付けられる内容も含まれてい

る。

また、自立活動の領域では、楽しく運動や練習をして、心身の発達を促すとともに、障がいの状態を改善できるような学習内容も設定されている。

さらに、宿泊学習や他校の特別支援学級との合同行事等において、友達との楽しい経験や学習を通じて、自立心を養うことや、さまざまなことに挑戦する意欲が醸成されるよう計画し、通常の学級との交流を通して、理解推進や豊かな人間性を求め、交流教育を進めている。

③ 中学校・知的障がい学級の現況

小平市立中学校 8校のうち、現在 5校に特別支援学級(知的障がい学級・固定学級)が設置されている。中学校も小学校と同様に在籍生徒数が増加しており、平成 20 年度に小平第三中学校に「8組」、平成 21 年度に小平第五中学校に「8組」、平成 23 年度に花小金井南中学校に「7組」を開設した。

中学校の知的障がい固定学級では、①基本的な生活習慣を確立する、②自分で考え、正しく行動する力を養う、③社会生活に必要なとされる態度、知識、技能を身に付け、明るい生活が営める能力を養うことを目標としている。

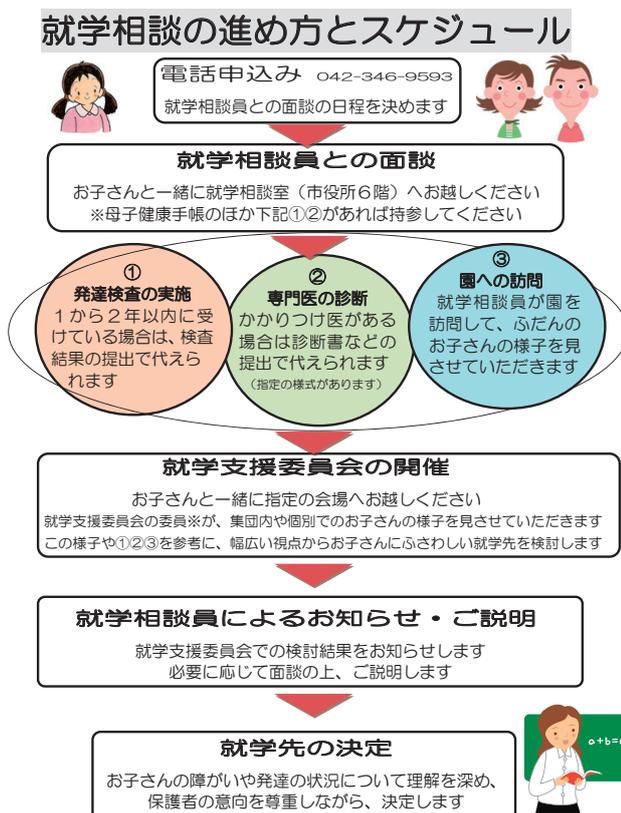
また、一人一人の障がいの状態や特性に基づいた個別指導計画に従い指導を進めている。国語、数学などの教科においては習熟度別の学習も取り入れ、効果を上げている。通常の学級や地域との交流も積極的に進めている。さらに、中学校卒業後の進路を見据え、自らの進路を考え、適切な進路選択をする力を養うための指導にも力を入れている。

④ 小・中学校の通級指導学級(難聴・言語障がい)及び特別支援教室

通級指導学級は、現在、小学校 1校に設置されており、特別支援教室は小・中学校全校に設置している。「きこえ」と「ことば」の通級指導学級による指導は、聞こえ方・話し方に障がいがある児童や心身の障がいの程度が比較的軽度な児童に対し、在籍校における学習や生活を進める上での困難や不十分さを軽減するために、障がいの状態に応じて行う。特別支援教室では、一定の時間について巡回指導を受けることにより、児童・生徒が、それぞれの力を在籍する学級で発揮できるように指導することが目標である。在籍校及び保護者との連携を図りながら、指導・支援している。

(9) 就学相談、転学・入級・入室相談

① 就学相談の進め方



※ 就学支援委員会の委員…専門医、学識経験者(特別支援教育、児童心理)、臨床心理士、市立小・中学校長、通常の学級・特別支援学級担任、福祉関係職員、就学相談員ほか

② 転学・入級・入室相談

児童・生徒の就学後においても障がいの状態の変化に応じた転学相談、入級・入室相談を受け付けている。通常の学級から固定制の特別支援学級への転学や通級指導学級（難聴・言語障がい）及び特別支援教室への入級・入室の相談に応じている。

4 教育相談等

(1) 教育相談室

小平市教育相談室では、市内在住の幼児・児童・生徒の心や発達、学習、性格や生活上で気になることなどの相談に、臨床心理士等を相談員として配置し、電話又は面接により応じている。

相談件数

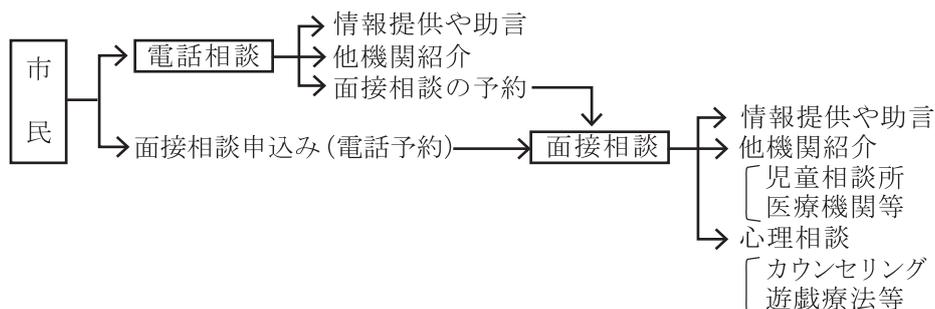
	面接相談			電話相談		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
性格行動上の問題	160	185	193	117	174	182
知能学業上の問題	84	67	96	155	195	506
精神身体的な問題	45	42	42	55	46	33
進路・適性上の問題	7	5	8	21	16	28
その他	45	61	48	192	247	303
計	341	360	387	540	678	1,052

- *性格行動上の問題：不登校、集団不適應、おちつきがない等
- *知能学業上の問題：学業・成績不振、学習意欲が乏しい等
- *精神身体的な問題：発達の遅れ、神経性習癖等
- *その他：発達検査、生活上の諸問題等

年代別相談件数

	幼児	小学生	中学生	高校生	その他	合計
令和2年度	48	592	160	7	74	881
令和3年度	41	618	207	18	154	1,038
令和4年度	44	1,055	215	14	111	1,439

教育相談の流れ（進め方）



(2) スクールカウンセラーの配置

都から専門的な知識を有する臨床心理士をスクールカウンセラーとして市立小・中学校に配置し、児童・生徒のいじめ不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図る。

(3) 教育支援室「あゆみ教室」

心理的な要因等により、不登校の状態又はその傾向にある市立小・中学校の児童・生徒に対して適切な指導・支援を行い、学校復帰の意欲を高め、やがては学校に行けるように導くことを目的として、教育支援室「あゆみ教室」を開設している。令和4年度は61人が通室した。

① 内容

あゆみ教室の指導員が、常時、学習や生活を共にやり、一人ひとりの児童・生徒に合わせ学習の指導または補助のほか、スポーツやゲーム、行事などを通して社会性や自立心が養われるよう支援している。また、相談員が児童・生徒や保護者の相談に応じたり、カウンセリングを行っている。

② 運営方針

通室児童・生徒の状況に応じて、以下を提供する。

- | | | |
|-----------|--------|--------|
| ○学校復帰への支援 | ○心の居場所 | ○情緒の安定 |
| ○学力補充 | ○交流 | ○体験 |

(4) スクールソーシャルワーカーの配置

さまざまな児童・生徒が抱えている問題や、結果として起きている問題行動等は、児童・生徒の心理面における葛藤に焦点を当てているだけでは解決できないケースも見られる。現実には、家庭や地域社会といった児童・生徒を取り巻くさまざまな環境の中で問題を解決しなければならないことも起きており、児童・生徒の教育的ニーズが阻害されている環境を改善することで、一人ひとりのニーズに応じていく必要がある。スクールソーシャルワーカーは当事者に直接かかわるだけでなく、人と人あるいは人とシステムの間において、調整や仲介、連携といった機能を担っていくものである。

令和5年度もスクールソーシャルワーカーを中学校全校に年間100日ずつ配置し、問題の解決につなげていく。

(5) 日本語指導講師派遣

日本語の使用に著しい困難を有する帰国及び外国籍の児童・生徒に対して、在籍校に日本語指導講師を派遣し、学校において日常生活や学習活動を営むうえで、最小限必要とされる初期の日本語指導を行っている。令和4年度は、36人に派遣した。

5 学事

(1) 児童・生徒数、学級数、教員数

児童・生徒数、学級数一覧表

(令和5年5月1日現在)

学校	学年	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計			
		児童	学級	児童	特	学級	特										
一	小	81	3	93	3	77	3	84	3	89	3	79	2	503	19	17	3
二	小	92	3	84	3	85	3	82	3	91	3	87	3	521	32	18	4(5)
三	小	99	3	118	4	112	4	130	4	126	4	121	4	706		23	
四	小	62	2	53	2	75	3	49	2	71	2	60	2	370	23	13	3
五	小	122	4	131	4	111	4	128	4	123	4	113	3	728	32	23	4
六	小	90	3	84	3	119	4	90	3	95	3	110	3	588		19	
七	小	111	4	114	4	111	4	102	3	95	3	117	3	650		21	
八	小	151	5	120	4	113	4	103	3	110	3	94	3	691		22	
九	小	70	2	70	2	71	3	67	2	79	2	68	2	425	27	13	4
十	小	113	4	116	4	120	4	115	4	124	4	134	4	722		24	
十一	小	127	4	104	3	123	4	115	4	92	3	114	3	675		21	
十二	小	106	4	92	3	123	4	123	4	92	3	113	3	649	26	21	4
十三	小	70	2	65	2	54	2	72	3	74	2	61	2	396		13	
十四	小	63	2	66	2	57	2	62	2	53	2	58	2	359		12	
十五	小	81	3	89	3	83	3	102	3	74	2	93	3	522		17	
花小金井小		119	4	128	4	116	4	97	3	126	4	88	3	674		22	
鈴木小		52	2	54	2	43	2	55	2	50	2	50	2	304		12	
学園東小		55	2	66	2	80	3	61	2	63	2	69	2	394		13	
上宿小		43	2	57	2	58	2	48	2	62	2	56	2	324		12	
計		1,707	58	1,704	56	1,731	62	1,685	56	1,689	53	1,685	51	10,201	159	336	22(5)
													合計	10,360		358	

学校	学年	1年		2年		3年		合計				
		生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	特	学級	特	
一	中	157	5	155	4	149	4	461	23	13	3	
二	中	163	5	169	5	179	5	511	22	15	3	
三	中	236	7	188	5	198	5	622	19	17	3	
四	中	178	6	208	6	184	5	570		17		
五	中	194	6	182	5	217	6	593	25	17	4	
六	中	203	6	221	6	202	6	626		18		
上水	中	101	3	105	3	93	3	299		9		
花小金井南中		185	6	184	5	171	5	540	13	16	2	
計		1,417	44	1,412	39	1,393	39	4,222	102	122	15	
								合計	4,324		137	

※児童・生徒数の「特」は特別支援学級で外数。

※学級数の「特」は特別支援学級で外数。また、()内は通級の特別支援学級数で外数。

※小学校第1～第4学年及び中学校第1学年は学級の児童・生徒数の上限を35人として学級を編制。

児童・生徒数、学級数、教員数の推移

(令和5年5月1日現在)

	小学校			中学校		
	児童	学級	教員	生徒	学級	教員
令和3年度	10,015 (159)	317 (23)	525	4,134 (78)	119 (11)	240
令和4年度	10,068 (156)	327 (23)	533	4,166 (83)	121 (13)	243
令和5年度	10,201 (159)	336 (22)	552	4,222 (102)	122 (15)	255

※()は外数で特別支援学級の児童・生徒数及び学級数。

学級数には通級学級を含まない。

(2) 就学、転学、通学区域

小平市では、家庭・学校・地域社会が一体となって子どもたちを育てることが大切であると考え、住所により、就学する小・中学校を指定している。

① 通学区域

市立小・中学校の通学区域は、「小平市立学校通学区域に関する規則」により下表のとおり定められている。

小学校通学区域

学校名	通学区域
小平第一小学校	小川町1丁目の一部(十三小通り及び五中通り以東)、たかの台、上水新町2丁目の一部(3～28番)、同3丁目、津田町1丁目の一部(1～19番)
小平第二小学校	学園東町3丁目、学園東町の一部(あかしあ通り以東)、仲町の一部(あかしあ通り以東)、天神町1丁目の一部(三中北通り以北)、同4丁目の一部(三中北通り以北)
小平第三小学校	上水南町2丁目の一部(2～30番)、同3丁目、同4丁目、喜平町1丁目、同2丁目、回田町の一部(回田本通り以南)、御幸町の一部(131番地、回田本通り以北及び小金井カントリークラブを除く。)
小平第四小学校	学園西町1丁目、同2丁目の一部(学園中央通り以南)、津田町1丁目の一部(20～24番)、同2丁目の一部(1番、21番16号、21番17号、25～30番)、同3丁目の一部(1～21、40番)、上水本町1丁目の一部(五日市街道以北)、同2丁目
小平第五小学校	花小金井1丁目的一部分(32番1～6号、33～50番を除く。)、同6丁目、同7丁目、鈴木町2丁目的一部分(三中通り以北で176番地の4を除く。)、花小金井南町1丁目的一部分(21～28番)、同2丁目的一部分(19～21番)
小平第六小学校	小川西町3丁目的一部分(富士見通り以東)、同4丁目、小川東町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目
小平第七小学校	美園町1丁目、同2丁目、同3丁目、花小金井8丁目的一部分(2～10番)、大沼町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目的一部分(19番を除く。)、同6丁目、同7丁目、天神町2丁目、同3丁目
小平第八小学校	鈴木町1丁目的一部分(鈴木街道以北及び450～514番地を除く。)、鈴木町2丁目的一部分(三中通り以南及び176番地の4)、花小金井南町1丁目的一部分(1～20番で3番11号及び16号を除く。)、回田町的一部分(326、327番地、331番地の4、394～401番地)、御幸町的一部分(131番地、回田本通り以北及び小金井カントリークラブ)
小平第九小学校	鈴木町1丁目的一部分(鈴木街道以北)、天神町1丁目的一部分(三中北通り以南)、同4丁目的一部分(三中北通り以南)、喜平町3丁目的一部分(1、2番)
小平第十小学校	上水本町1丁目的一部分(五日市街道以南)、同3丁目、同4丁目、同5丁目、同6丁目、上水南町1丁目、同2丁目的一部分(1番)
小平第十一小学校	花小金井2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目、同8丁目的一部分(2～10番を除く。)、大沼町5丁目的一部分(19番)
小平第十二小学校	小川町1丁目的一部分(立川街道及び青梅街道以南で五中通り以西)、上水新町1丁目、同2丁目的一部分(1、2番)
小平第十三小学校	栄町2丁目、同3丁目、小川西町1丁目、同2丁目、同3丁目的一部分(富士見通り以西)、同5丁目
小平第十四小学校	仲町的一部分(青梅街道以北かつあかしあ通り以西の区域及び青梅街道以南かつ一中通り以西の区域)、小川東町、小川町2丁目的一部分(西武多摩湖線以東)
小平第十五小学校	学園西町2丁目的一部分(学園中央通り以北)、同3丁目、津田町2丁目的一部分(2～20番、21番1号～21番15号、22～24番)、同3丁目的一部分(24～39番)、小川町2丁目的一部分(西武多摩湖線以西)
花小金井小学校	花小金井1丁目的一部分(32番1～6号、33～50番)、花小金井南町1丁目的一部分(3番11号及び16号)、花小金井南町2丁目的一部分(1～18番)、同3丁目
鈴木小学校	鈴木町1丁目的一部分(450～514番地)、回田町的一部分(回田本通り以北で326、327番地、331番地の4、394～401番地を除く。)、喜平町3丁目的一部分(3番)
学園東小学校	学園東町1丁目、同2丁目、学園東町的一部分(あかしあ通り以西)、仲町的一部分(青梅街道以南であかしあ通り以西かつ一中通り以東の区域)
上宿小学校	中島町、小川町1丁目的一部分(立川街道及び青梅街道以北で十三小通り以西)、栄町1丁目

中学校通学区域

学校名	通学区域
小平第一中学校	学園東町1丁目、同2丁目、同3丁目、学園東町、仲町、小川東町、小川町2丁目の一部(西武多摩湖線以東)
小平第二中学校	小川西町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目、小川東町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目、小川町2丁目の一部(西武多摩湖線以西)、栄町2丁目、同3丁目
小平第三中学校	花小金井6丁目の一部(1～12、44～53番)、同7丁目、回田町、鈴木町1丁目、同2丁目の一部(市道第D-195号線以西かつ鈴木街道以北の区域)、天神町1丁目、同4丁目
小平第四中学校	上水本町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目、同6丁目、学園西町1丁目、同2丁目、同3丁目、津田町1丁目の一部(20～24番)、同2丁目、同3丁目
小平第五中学校	中島町、小川町1丁目、上水新町1丁目、同2丁目、同3丁目、たかの台、津田町1丁目の一部(1～19番)、栄町1丁目
小平第六中学校	花小金井2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目、同8丁目、大沼町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目、同6丁目、同7丁目、天神町2丁目、同3丁目、美園町1丁目、同2丁目、同3丁目
上水中学校	上水南町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、喜平町1丁目、同2丁目、同3丁目
花小金井南中学校	花小金井1丁目、同6丁目の一部(13～43番)、花小金井南町1丁目、同2丁目、同3丁目、御幸町、鈴木町2丁目の一部(鈴木街道以南並びに鈴木街道以北のうち市道第D-195号線以東)

② 指定学校の変更、区域外就学の承諾

個々の児童・生徒の事情に配慮し、一定の事由を満たしている場合は、指定学校の変更（市内）及び区域外就学（市外）を認めている。

(3) 教育のための援助（就学援助）

経済的理由によって、児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難と認められる保護者に対し、学校教育に必要な経費を援助する。

① 就学援助

経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して学用品費等の援助をすることにより、義務教育の円滑な遂行を図るため、小平市就学援助費事務処理要綱に基づき、就学援助費を支給している。

ア 援助対象

小平市に在住し、国立、都立または市立の小・中学校に在学する児童・生徒（外国籍含む。）の保護者で次に該当する者

- 要保護者（生活保護法第6条第2項）
- 準要保護者（要保護者に準ずる程度に困窮している者）
 - ・前々年及び前年における世帯の所得が基準額以下の者等

イ 援助費目

- 学用品費 ○通学用品費 ○新入学学用品費 ○校外活動費
- 修学旅行費 ○体育実技用具費 ○卒業記念アルバム・文集代 ○学校給食費
- 医療費 ○通学費 ○オンライン学習通信費

② 育英資金

小平市に在住し、国立、都立または市立の中学校に在学する生徒で、経済的理由により進学困難な者の保護者に対して、学資の補助として補助金（小平市育英資金）を給付する。

(4) 学校予算

学校において必要な物品の購入等については、教育委員会事務局の予算の一部の執行を学校長に委任（令達）し、学校で購入等の事務を行っている。

委任事項（「小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程」より抜粋）

- (1) 1件の予定価格が50万円未満の物品の修繕の請負契約
- (2) 1件の予定価格が50万円未満の図書の購入契約
- (3) 1件の予定価格が50万円未満の印刷製本の契約
- (4) 1件の予定価格が10万円未満の教具及び教材の購入契約
- (5) 1件の予定価格が10万円未満の物品の購入契約で、次に掲げるもの以外のもの
ア 机、いすの類
イ ロッカー、書庫、本棚、本箱、保管庫、ファイリングキャビネット、シューズボックスの類
ウ 調理器、暖冷房用器具、湯沸かし器の類
- (6) 1件の予定価格が10万円未満の役務の提供を受ける契約。ただし、クリーニングの契約にあっては、1件の予定価格が50万円未満とする。
- (7) 資金の前渡を受けて行う契約
- (8) 非常災害又はこれに準ずる緊急事態の発生に際し、人命及び財産の保護のために必要な物品の購入、工事の請負及び運送の契約で、1件の予定価格が50万円未満のもの
- (9) 小平市立学校交際費支出基準（平成29年8月30日制定）に規定する交際費に係る契約
- (10) 新聞の購入及び追録加除の契約

学校令達予算状況（令和5年度）

（単位：千円）

	小学校	中学校	計
予算額	146,259	89,265	235,524

6 学校保健

児童・生徒の健康の保持増進は、学校教育の基盤としてはもとより、生涯の健康管理にとっても、重要な役割を担っています。自らの健康を守り、増進できる児童・生徒の育成をめざしながら、定期健康診断をはじめ各種検診を実施しています。

(1) 主な検診

名称	対象	実施時期	内容
定期健康診断	全児童・生徒	4月～6月	内科・眼科・耳鼻科・歯科の健康診断を行う。
心臓病検診	小学1年生・中学1年生及び経過観察者	4月～6月	心電図検査及び心音図検査を実施し、所見のあったものには、さらに負荷心電図及び専門医の指導を行う。
尿検査	全児童・生徒	4月～6月	糖・蛋白・潜血反応を検査し、有所見者に対し腎臓病検診あるいは糖尿病検診を実施し、専門医の指導を行う。
結核検診	全児童・生徒	4月～6月	問診票及び学校医の診察等で要精密検査と判断した場合にレントゲン撮影等の精密検査を行う。
せき柱側わん検診	小学5年生・中学2年生及び内科検診で対象とした児童・生徒	12月～1月	モアレ撮影検査を行い、有所見者に対してはX線検査を行う。
生活習慣病予防健診	小学1年・4年生・中学2年生のうち肥満度30%以上の者で希望者	8月	血糖値・総コレステロール等の検査結果及び食事調査を踏まえて、医事指導・栄養指導を行う。

(2) 学校環境衛生検査

小・中学校環境衛生検査として、飲料水検査、プール検査、照度検査、給食室検査、空気検査を実施している。

(3) 災害共済給付

① 目的

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入し、学校安全の普及と充実を図るとともに、学校管理下における児童・生徒の負傷、疾病、障がい及び死亡に対する治療費や見舞金の給付を行っている。

② 掛金

児童・生徒の一人あたり 935 円（全額市負担）

③ 給付金

種類	内容
医療費の支給	総医療費 5,000 円以上の場合、その 4 割が支給される。
障害見舞金の支給	等級により認定された場合、第1級 4,000 万円から第14級 88 万円が支給される。
死亡見舞金の支給	3,000 万円が支給される。

*ただし、障害見舞金及び死亡見舞金ともに、通学中の災害の場合等は、支給額が異なる。

7 学校給食

学校給食は、衛生的で栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、児童・生徒の健康の保持・増進や体格・体力の向上を図るとともに、給食時の実践活動をととして、児童・生徒が食生活に対する正しい理解と判断力を身につけ、豊かな人間関係を育むことをねらいとして実施している。

(1) 学校給食実施状況

(令和5年5月1日現在)

	区分		学校数	1回あたり給食数 (児童・生徒数)	給食従業員数			年間給食 実施予定回数	給食費
					栄養士	調理員	その他の職員		
小学校	単独調理方式	市直営	5校	11,109食 (10,360)	19人	31人 1人※1	経理事務 11人※1	191回	月額方式 低学年:4,100円 中学年:4,340円 高学年:4,600円
		民間委託	14校			民間委託			
中学校	共同調理場方式		8校	4,648食 (4,324)	3人 1人※2	民間委託		192回 (最高回数)	単価方式 1食 300円

※1 会計年度任用職員（アシスタント職）

※2 会計年度任用職員（専門職）

(2) 給食費

① 保護者の負担

学校給食法では、人件費、施設及び設備に要する経費は設置者である教育委員会が負担し、その他を保護者が負担することになっているが、小平市では、食材料費のみを学校給食費として保護者が負担している。

② 給食費の額の決定

給食費は保護者が負担する私費であるため、社会経済情勢や保護者の意見等を踏まえ校長会や小平市立学校給食共同調理場運営委員会による協議を経て、決定する。

食材料費の高騰により、平成26年度に給食費を改定した。

③ 給食費

小学校：給食費年額÷実施月数＝給食費月額（単価は参考数字：給食費年額÷給食回数）

中学校：一食単価方式のため、給食費月額は学校・学年によって異なる。

給食費の推移

(単位：円)

平成	小学校低学年		小学校中学年		小学校高学年		中学校	
	月額	単価	月額	単価	月額	単価	月額	単価
10年度	3,600	216	3,800	228	4,000	240	—	265
11～14年度	3,600	216	3,800	228	4,000	240	—	275
15～16年度	3,680	216	3,880	228	4,080	240	—	270
17～20年度	3,920	226	4,130	238	4,340	250	—	280
21年度	3,920	227	4,130	239	4,340	251	—	280
22～25年度	3,920	226	4,130	238	4,340	250	—	280
26年度～	4,100	236	4,340	250	4,600	265	—	300

④ 給食費収入状況と未納者対応

令和4年度の給食費の収入率は、小学校99.9%、中学校99.9%である。
給食費の未納者へは、小・中学校より納入の働きかけを行っている。

(3) 食事の内容

学校給食は、家庭の食生活を考慮し、一日の栄養必要量のうち学校給食で摂る栄養量を定めて実施している。

① 献立作成に対する基本的な考え方

- ・食育推進のため、給食が「生きた教材」となるような献立を作成する。
- ・献立を作成するにあたっては、安全な食品を使用し、衛生管理を考慮する。

② 献立作成の内容

- ・学校給食摂取基準、標準食品構成は文部科学省が示す基準を参考にし、小平市の実状に合わせて一部修正した標準を用いる。
- ・米飯を中心とした献立構成とし、米飯給食は週3回以上実施する。
- ・調理済み食品は使用せず、できる限り手づくりにする。
- ・だしやスープは、昆布や削り節、鶏骨・豚骨等の天然の食材からとる。
- ・小平産農産物や季節の食材を積極的に取り入れる。
- ・食育の観点から日本の伝統的な行事食・郷土料理や外国料理も提供する。
- ・バイキング給食、リザーブ給食、リクエスト給食等の多様な献立内容を工夫する。

(4) 給食物資の購入

小学校では、肉、豆腐、野菜等の生鮮食品は、各校が契約した登録業者の中からさらに選定し、乾物、魚類、調味料等については献立研究部の担当者（栄養士）が見積り合わせにより、納入する業者を決定している。

また、中学校では、月に1回、登録業者の入札により決定しており、特に、生鮮食料品については、見本の提出を求め、品質を確認したうえで購入している。

なお、食育の観点などから地場産農産物の積極的な利用に努めており、JA東京むさし小平支店の協力のもと、産業振興課・生産者などの関係者と学校栄養士との意見交換会を実施している。小学校では、平成21年度から地場産農産物利用促進のための補助事業を実施し、地場産農産物の利用促進を図っている。

地場産農産物の利用状況（全農産物の購入額に対する割合）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	29.3%	31.4%	30.1%	33.0%	34.6%
中学校	26.9%	31.7%	32.8%	6.2%	10.1%

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休業のため、令和元年度は令和2年3月、令和2年度は4月、5月を除く実績値

※令和3年度、4年度は中学校で、市外調理委託事業者による弁当給食を提供した事により、利用率が低下した。

(5) 給食指導

学校の教育活動全体を通して食育を推進することで、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたり心身ともに健全で豊かな生活を送れるよう指導している。

① 食育の目標

「小平市立小・中学校食育推進指針」に基づいて、推進している。

- ・食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。
- ・心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の摂り方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。

- ・正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。
- ・食物を大切に、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心を育む。
- ・食生活のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。
- ・小平市内の各地域の特色ある産物や食文化、食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

② 指導内容

食育についての指導は、各学校の食育リーダーを中心として「食に関する指導の全体計画」に従い、家庭や地域と連携しながら、給食時間はもとより、関係する各教科等の時間に取り入れ推進している。

(6) 食物アレルギー対応

平成 24 年 12 月に都内の公立小学校で食物アレルギーによる児童死亡事故が発生して以降、学校における食物アレルギーへの適切な対応が求められていることから、平成 26 年 3 月に「小平市立小・中学校における食物アレルギー対応方針」を作成し、この方針に基づき、食物アレルギー対応を行っている。

① 基本的な考え方

ア 安全が最優先であること

学校生活における対応で最優先すべきは安全性の確保であり、実情に合わない無理な対応は避ける。

イ 子どもにとって望ましいものであること

対象児童・生徒が他の児童・生徒と同様に充実した学校生活を送れるよう、あらゆる場面で最大限の配慮を行う。

ウ 保護者との信頼関係を構築すること

保護者から必要な協力が得られるよう教育委員会と学校がそれぞれの役割を果たさなければならない。

② 学校給食での対応

学校給食の目的や特性と、食物アレルギー事故防止の観点から、小学校、中学校それぞれに、全校統一の提供基準を明確にし、対応する。

ア 小学校給食における対応

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(文部科学省監修)で示されたレベル 1 から 3 までの対応とし、レベル 4 の代替食対応は、市の給食を取り巻く環境に照らし、安全性が十分確保できないことから実施しないこととする。

【レベル 1 詳細な献立表対応及び対象児童による自己除去】

通常の献立表のほか、原因食材を明示したアレルギー献立表を作成し、自己除去を行う対象児童とレベル 2 及びレベル 3 の対応が必要な対象児童の保護者、管理職、学級担任、養護教諭、給食室に配付し、学級担任は教室内に掲示する。

【レベル 2 一部弁当対応】

原因食材が多岐にわたる場合又は微量でも重篤なアレルギー症状を起こす場合には、安全性を確保するため、弁当持参を保護者に依頼する。

【レベル 3 除去食(調理による)対応】

加工食品を除き原因食材を原則すべて除去(完全除去)した除去食を 1 種類提示し、保護者の了解のもと提供する。

イ 中学校給食における対応

中学校においては、レベル1及びレベル2の対応とする。

令和4年度に施設更新を行った事から、令和6年度より一部のアレルギーについて、レベル3の対応を実施予定。

【レベル1 詳細な献立表対応及び対象生徒による自己除去】

通常の献立表のほか、原因食材を明示したアレルギー献立表を作成し、事前に希望した対象生徒の保護者、管理職、学級担任、養護教諭、給食担当教員に配付する。学校は家庭におけるアレルギー献立表の確認と対象生徒による自己除去の指導を依頼する。

【レベル2 一部弁当対応】

食物アレルギーにより給食の全部又は一部を食べられない場合、または微量でも重篤なアレルギー症状を起こす場合には、弁当を持参する。

③ 緊急時の対応

平成25年7月に東京都が作成した「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」に基づき対応する。平時からの備えとして、学校生活管理指導表等により情報を共有し、緊急時の役割分担をあらかじめ決めておき、シミュレーション訓練を毎年実施する。また、アドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン®」）や内服薬の管理方法について全教職員に周知を徹底する。

平成27年1月に公立昭和病院とホットラインについての覚書を締結し、児童・生徒がアレルギー症状を発症した際に、より適切に対応できるよう努めている。

(7) 衛生管理

① 食材料

品質、鮮度、品温、包装、異物等の検収を栄養士などが直接立ち会って行い、記録している。また、業者との契約には、衛生管理に関する項を追加し、十分な指導を行っている。なお、年2回数品目について食材定期検査を実施し、安全確認を行っている。

② 調理献立

果物以外は、加熱処理を原則とし、食品の中心温度が85℃、1分以上（二枚貝等食材によっては85～90℃で90秒以上）を確認すると同時に、調理から喫食までの時間の短縮化に努めている。

③ 検食、保存食

給食は、提供する前に検査（検食）を行い、結果を記録している。また、給食の各料理50g以上を保存食として、その原材料各50gを含め、冷凍庫（-20℃以下）で2週間以上保存している。

④ 調理従事者の健康管理等

月2回腸内細菌検査（10月～3月はノロウイルス検査も実施）を行っているほか、定期健康診断により健康状態を確認している。なお、調理従事者に対しては、保健所の協力を得て、衛生講習会を開催し、衛生管理意識の向上を図っている。

⑤ 衛生検査

学校薬剤師の協力を得て、定期的に器具類の細菌検査、食器類の残留でんぷん検査等を行っているほか、保健所による指導を受けながら安全を確認している。

⑥ 残さのリサイクル

小学校給食から出る生ゴミの減量化及び環境教育の推進を図るため、生ごみ処理機から出る残さについては、肥料として学校農園や学校花壇で使用されるほか、近隣の農家や希望する市民に配付しており、残りは、市が契約する業者により回収し堆肥化している。

(8) 小学校給食の調理業務委託の実施

小平市立小学校給食の基本方針を受けて、平成 24 年 9 月から、小平第六小学校で給食調理業務の委託を実施した。委託開始後 1 年を経過したところで、さまざまな角度から委託の実施状況を検証し、安全・安心・安定した運営が行われていると評価した。

以下のとおり調理業務委託を実施している。

開始年度	実施校
平成 24 年度	小平第六小学校
平成 26 年度	小平第十二小学校、花小金井小学校
平成 27 年度	小平第四小学校、上宿小学校
平成 28 年度	鈴木小学校、学園東小学校
平成 29 年度	小平第二小学校
平成 30 年度	小平第一小学校
令和元年度	小平第十一小学校
令和 2 年度	小平第十四小学校
令和 3 年度	小平第十三小学校
令和 5 年度	小平第三小学校、小平第七小学校

① 委託業務内容

業務内容は、給食室での調理作業、配食や食器等の洗浄などで、献立の作成、食材料の購入は、学校に配置されている栄養士が行い、給食全体の運営は従来通り学校と教育委員会が責任を持って行う。

② 食器の改善

アルマイト食器から強化磁器・PEN樹脂食器への入れ替えを行った。

③ 給食運営委員会の設置

保護者、学校、教育委員会、調理業務委託業者で構成される運営委員会で、保護者の意見や要望を反映させて、安全・安心でおいしい給食の提供に資するために設置している。

小平市立小学校給食の基本方針の概要

小平市立小学校給食の現状を踏まえ、今後の小学校給食の推進事項と給食の提供体制についての方針を示すものとして、平成 23 年 8 月に策定した。

○今後の小学校給食の推進事項

食育の推進、食器の改善、衛生管理の徹底により、給食の質を充実させる。

○小学校給食の提供体制の見直し

- ・自校方式での給食調理を維持する。
- ・調理業務について、民間委託を導入する。

8 学校施設

(1) 概要

学校施設一覧

(令和5年5月1日現在)

区分 学校	校地面積	校舎保有面積(㎡)				教室数			体育館	プール
	(㎡)	総数	木造	鉄筋	鉄骨・フ ロック等	普通	特別	計	(㎡)	(m)
一 小	14,238	5,826	—	5,778	48	(3)17	(1)14	(4)31	761	25×10
二 小	14,805	5,975	—	5,901	74	(4)18	(1)18	(5)36	762	25×10
三 小	16,283	5,436	—	5,427	9	23	10	33	803	25×10
四 小	13,472	5,705	—	5,671	34	(3)13	(1)15	(4)28	761	25×10
五 小	14,125	6,564	—	6,379	185	(4)23	(2)13	(6)36	676	25×10
六 小	13,974	7,306	—	7,306	—	19	14	33	1,190	25×11.6
七 小	18,454	6,411	—	6,188	223	21	14	35	761	25×10
八 小	15,174	5,213	—	5,204	9	22	13	35	761	25×10
九 小	16,000	5,489	5	5,362	122	(4)13	(1)14	(5)27	755	25×10
十 小	14,933	5,959	—	5,652	307	24	12	36	761	25×10
十 一 小	14,514	4,768	—	4,700	68	21	11	32	761	25×10
十 二 小	14,630	5,114	—	4,680	434	(4)21	12	(4)33	761	25×10
十 三 小	14,356	4,536	—	4,142	394	13	13	26	764	25×10
十 四 小	16,241	4,341	—	4,242	99	12	16	28	762	25×10
十 五 小	12,876	4,122	—	4,078	44	17	12	29	761	25×10
花小金井小	16,255	5,054	—	4,986	68	22	11	33	761	25×10
鈴木小	12,106	4,159	—	4,136	23	12	11	23	755	25×10
学園東小	13,307	4,449	—	4,299	150	13	13	26	761	25×10
上宿小	14,815	4,068	—	3,997	71	12	10	22	755	25×10
小学校計	280,558	100,495	5	98,128	2,362	(22)336	(6)246	(28)582	14,832	—
一 中	18,978	6,263	—	5,814	449	(3)13	(3)17	(6)30	1,600	25×13
二 中	(153)21,945	7,608	20	7,456	132	(3)15	(3)19	(6)34	789	25×11
三 中	18,984	6,673	—	6,598	75	(3)17	(1)17	(4)34	891	25×11
四 中	15,538	7,047	—	7,038	9	17	18	35	901	25×11
五 中	16,397	6,656	—	6,656	—	(4)17	21	(4)38	799	25×11
六 中	16,891	7,128	—	7,108	20	18	20	38	833	25×11
上水 中	17,351	5,552	—	5,440	112	9	23	32	862	25×11
花小金井南中	17,158	8,061	—	7,990	71	(2)16	(2)21	(4)37	1,142	25×11
中学校計	(153)143,242	54,988	20	54,100	868	(15)122	(9)156	(24)278	7,817	—
小・中学校合計	(153)423,800	155,483	25	152,228	3,230	(37)458	(15)402	(52)860	22,649	—

() は借地及び特別支援学級で外数
特別支援(通級)使用教室は特別教室に含める

(2) 施設の維持・向上

児童・生徒が安全で、より良い環境の下で学習できるよう、常に施設を良好な状態に維持し、必要に応じて大規模な工事等を行っている。

① 耐震補強工事

学校の耐震補強を施設管理における重要課題と位置付け、計画的に工事を進め、平成21年度末で、全校の校舎及び体育館の耐震補強を終了した。

② 防災機能強化改修工事

体育館は災害時の避難所となるため、体育館の天井、窓ガラス、バスケットゴールなどの非構造部材について改修等を実施している。平成25年度から平成27年度まで、窓ガラスの飛散防止や自家発電装置の設置工事、平成28年度から平成30年度までは吊り天井及び吊下式バスケットゴールの耐震化を順次進めた。

③ 大規模改造工事

全校の耐震補強工事終了に伴い、今後は、施設の機能回復、バリアフリー対策を目的とした大規模改造工事を実施する。

ア 屋上防水改修・外壁改修

老朽化した屋上防水層や外壁を改修することにより、躯体の保全、景観の維持を図る。

イ バリアフリー対策

エレベーターとだれでもトイレの設置を進めている。令和4年度末現在でエレベーターは27校（設置率100%）、だれでもトイレは25校（同92.6%）に設置している。

大規模改造工事実施状況

年度	設計	工事
平成25年度	小平第七小学校	小平第四小学校
平成26年度	小平第二小学校、小平第十小学校	—
平成27年度	小平第五小学校、小平第十小学校	小平第七小学校
平成28年度	小平第五小学校、小平第十小学校	小平第二小学校
平成29年度	小平第五小学校	小平第二小学校、小平第十小学校
平成30年度	—	—
令和元年度	小平第八小学校	小平第五小学校、小平第十小学校
令和2年度	小平第一小学校、小平第三小学校	小平第八小学校、小平第十小学校
令和3年度	小平第三小学校、小平第十二小学校	小平第一小学校、小平第三小学校、小平第八小学校
令和4年度	学園東小学校、小平第四中学校	小平第三小学校、小平第五小学校、小平第八小学校、小平第十二小学校

④ 営繕

ア 計画営繕

施設の機能の維持・向上を行うもので、前年度に学校から提出された施設計画営繕要望の中から、学校の希望順位や必要性等を考慮し、予算の範囲内で修繕を行う。

例 教室・廊下等の天井・壁の塗装、和式トイレの洋式化等

イ 緊急営繕

日常の学校生活において不具合が生じたものについて修理を行うもので、修理が必要な事態が発生するごとに修理伺書が提出され、それに基づいて修繕を行う。

例 トイレ等の水漏れ修理、ガラスの修理等

営繕実績

年度	計画営繕			緊急営繕		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
令和2年度	20件	8件	28件	362件	164件	526件
令和3年度	20件	8件	28件	401件	162件	563件
令和4年度	20件	8件	28件	389件	184件	573件

⑤ 校庭芝生化事業（小平第十三小学校）

地球規模の環境問題が社会的に大きく取り上げられている現在、学校施設についても環境負荷の低減に対応した施設づくりが求められている。本事業は校庭の芝生化を行うもので、児童・生徒の心身におよぼす効果や教育的効果は、十分に期待できるものと捉えている。それ以外でも多面的なメリットがあると言われており、エコスクール化の重要な一部と位置付けている。

小平市では、小平第十三小学校を対象として平成17年度から校庭芝生化に取り組んでいる。

工事概要

校庭総面積	4,318 m ²
芝生化面積	3,600 m ²
ダスト舗装面積	718 m ²

校庭芝生化維持管理委託料

年度	委託料
令和2年度	3,047,000 円
令和3年度	3,047,000 円
令和4年度	3,047,000 円

(3) 学校施設開放

① 学校施設開放

小平市立学校設備使用条例により、全小・中学校の体育館、教室、校庭等は、学校教育に支障のない範囲で、営利や政治的な目的等の場合を除き、市民の利用に供することができる。施設の使用許可は、各学校長が行い、使用料は原則として有料である。

② 学習・文化開放

小平第六小学校は、平成9年の校舎改築に際して、地域の中心的公共施設としての性格を有し、地域のシンボリック建物とする構造とし、かつ、施設の一部を地域に開放できるものとした。

なお、開放する施設は下表のとおりで、一定の要件を備え、利用団体として登録された社会教育関係団体に対して開放している。所管は地域学習支援課で、使用料は無料である。

開放校

開放校	開放施設	開放日
小平第六小学校	第2図工室、多目的室、和室及び第1音楽室	平日の夜間、土・日・祝日 (年末年始除く。)

③ 遊び場開放

子どもの安全な遊び場の確保のため、学校教育に支障のない範囲で、小・中学生及び保護者の付き添いがある幼児に校庭を開放している。所管は地域学習支援課で、使用料は無料である。

開放校

開放校	開放施設	開放日
市立小学校(全校)	校庭	月～金曜日(祝日を除く。時間は時期によって異なる。年末年始除く。)

9 学校の安全

子どもたちを取り巻く環境が安全で安心であることは誰もが願うことです。しかしながら、子どもたちが犯罪に巻き込まれたり、交通事故や災害に遭遇したりする可能性はあります。このことを踏まえ、安全に関わる取組の充実を図っていきます。

(1) 生活安全

① 巡回警備員（スクールガード）の配置

平成 19 年度から小学校の防犯対策と児童の安全確保を強化するため、小学校に巡回方式による専門の警備員を配置した。警備員は制服を着用し、平日、児童が学校で活動する時間帯に校舎、校庭、学校敷地の外周及び通学路を巡回する。また、休日に開催される運動会や学習発表会などの際には、行事の間、各小学校一人ずつの警備員を常駐させ安全確保を図る。

② 防犯カメラの設置

平成 18 年度から市立小・中学校全校の敷地内に防犯カメラを設置し、不審者の早期発見など、学校内の犯罪の予防を図っている。

③ 通学路防犯カメラの設置

全ての市立小学校の通学路に、1 校あたり 5～7 台の防犯カメラを設置し、地域の見守り活動を補完し、児童のより一層の安全確保を図っている。

④ 不審者対応マニュアルの作成

不審者侵入を想定したマニュアルを作り、防犯訓練などに役立てている。

⑤ セーフティ教室の実施

各学校では、警察などの協力により非行・犯罪被害防止の教育に取り組んでいる。

⑥ 学校への防犯用具の配備

さすまた、防護たて、護身スプレー、安全パトロール用ベスト、腕章等を各学校に配備している。

⑦ 学校 110 番の設置

緊急時に、学校から警察へ直接通報できる装置を設置している。

⑧ 不審者情報の連絡

学校からの不審者情報の連絡を受け、教育委員会は、関係機関（警察、地域安全課など）との連携を図りながら、注意喚起や防犯意識の向上に努めている。

⑨ 保護者や地域によるパトロール

各学校では、学校の安全確保の取組に協力いただける方を組織化し、保護者や地域の協力者（安全ボランティア、民生委員、青少年対策地区委員など）によるパトロール等を実施している。

⑩ 安全マップの作成

学区域の危険箇所等のチェックポイントについて、保護者や地域の方の協力により作成している。

⑪ 小平地域見守り

平成 19 年度に、総務省の「地域児童見守りシステムモデル事業」を受託し、IC カードを活用した児童の安全確認のシステムの評価・検証を行ったもので、実施主体である「小平地域見守りネットワーク協議会」に、NTT 東日本、保護者・地域の方々とともに参加した。モデル事業は、平成 19 年度をもって終了した。

平成 20 年度からは、モデル事業の結果を踏まえ、各小学校や保護者・地域の代表の方々により新たに組織された「小平地域見守りネットワーク協議会」が主体となって、自主的な事業とし

て継続している。

(2) 交通安全

① 交通安全指導の実施

児童・生徒の発達の段階に応じた歩行や自転車走行などのルールやマナー、気を付けるポイントなどについて指導する。中学校では、小平市都市開発部交通対策課主催のスタントマンによるスケアード・ストレイト的技法による交通安全教室を実施している。

② 通学路等の点検

毎年、各学校の教職員の他、小学校では保護者や関係機関（小平警察署、交通対策課）の協力を得て、通学路等の安全点検を実施している。

(3) 災害安全

① 避難訓練・防災訓練の実施

毎月1回以上（8月除く）の避難訓練・防災訓練を実施する。

② 引き渡し訓練・一斉下校訓練の実施

災害発生時を想定した引き渡し訓練・一斉下校訓練を実施する。

③ 震災発生時の対応の想定

- ・学校危機管理マニュアルに震災発生時の対応について記載する。
- ・大震災を想定し、引き渡しカードを作成する。
- ・緊急時の保護者への連絡体制などについて日常的に周知する。

④ 震災発生時の対応の想定

- ・学校は定期的に学校施設・設備等の確認を「施設点検マニュアル」に基づき行う。
- ・法令に基づく建築設備の定期点検は教育委員会が行う。

10 市立小・中学校

小平市の市立小・中学校は、それぞれに教育目標とこれを達成するための基本方針を掲げ、教育活動を行っています。

これらの各校の概要は、「Ⅶ 市立小・中学校の概要」において紹介します。